

## セントビンセントの入国規制措置（10月1日更新）

セントビンセント政府は、新型コロナウイルス対策として、入国規制措置を以下のとおり更新しました。

1 入国者は、同国保健省HP上での事前到着フォーム手続き及び入国の際には保健当局による健康申告書手続きを終えること。また、バルバドスからの渡航者を除き、全ての渡航者はPCR検査陰性証明書（SARS-CoV-2 RT-PCR）を保持する必要がある。到着時には、全ての渡航者に対しPCR検査が課される。

### 2 高リスク国からの渡航者

※高リスク国：米国（含む米領バージン諸島）、中国、英国、ドイツ、英領バージン諸島、ガイアナ、スリナム、ベリーズ、ジャマイカ、トリニダード・トバゴ、ドミニカ共和国、メキシコ、ブラジル、インド、パナマ、アルゼンチン、ペルー、ハイチ、コロンビア、南アメリカ、ナイジェリア、インドネシア、フィリピン、イタリア、バハマ、タークス・カイコス諸島、フランス（含む海外県・海外領土）、スペイン、ロシア

（1）到着5日前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。

（2）到着後は、渡航者負担により観光庁あるいは保健省が認可した検疫宿泊施設で5日間の義務的検疫措置となり、支払い済み滞在予約証明書を保持する必要がある。同宿泊施設への移動は、渡航者負担により、認可されたタクシー、あるいは航空機、船で行う必要がある。

（3）検疫措置4日目から5日目までの間に再検査が課される。その後、認可された自宅あるいは宿泊施設等で、保健当局の判断により、9日から16日間の監視措置となる。

### 3 中リスク国からの渡航者

※中リスク国：カナダ、キューバ、台湾、アイスランド

（1）到着5日前以内に実施したPCR検査陰性証明書を保持する必要がある。

（2）到着後は、許可を待つまでの間、宿泊施設で48時間～72時間の義務的検疫措置となる。その後、認可された自宅あるいは宿泊施設等で、保健当局の判断により、9日から16日間の監視措置となる場合がある。

### 4 低リスク国からの渡航者

（1）カリコム旅行圏（CARICOM Bubble）発動済み国：バルバドス。少なくとも14日間滞在した最後の国を、渡航者の居住国とみなし、カリコム旅行圏からの渡航とみなすか否かを判断。

ア 到着時の PCR 検査陰性証明書の保持は不要。

(2) カリコム旅行圏 (CARICOM Bubble) 未発動国：アンギラ、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、グレナダ、モンセラート、セントクリストファー・ネイビス、セントルシア。少なくとも 14 日間滞在した最後の国を、渡航者の居住国とみなし、カリコム旅行圏からの渡航とみなすか否かを判断。

ア 到着時に PCR 検査陰性証明書の保持が必要。

イ 到着後は、許可を待つまでの間、宿泊施設で 48 時間～72 時間の義務的検疫措置となる可能性がある。その後、認可された自宅あるいは宿泊施設等で、保健当局の判断により、9 日から 16 日間の監視措置となる場合がある。

## 5 上記分類以外の国

上記分類以外の国は、高リスク国扱いとなる。

## 6 通過旅客

(1) 到着 5 日前以内に実施した PCR 検査陰性証明書を保持する必要がある。

(2) 乗り継ぎ期間が、1 泊を要しない場合は、国際空港内での待機が要請される。1 泊を要する乗り継ぎの場合には、観光庁あるいは保健省が認可した宿泊施設で待機する必要がある。

## 7 航空機により到着する渡航者

(1) 全ての渡航者は、入国時に保健当局より最終的なリスク及び義務的検疫期間が判断される。

(2) 全ての渡航者は、PCR 検査結果を待つため、認可施設での 24 時間～48 時間の検疫措置となる。

## 8 船舶により到着する渡航者

到着 3 日から 5 日前以内に実施した PCR 検査陰性証明書を保持する全ての渡航者は、検疫措置の対象とはならない。

9 全ての渡航者は、14 日間の体温検査が要請され、発熱の症状がある際は、地方保健局に通報する必要がある。PCR 検査が陽性の場合、認可された宿泊施設で、渡航者負担により 14 日間の隔離措置となる。

在留邦人及び同国訪問予定の皆様におかれては、引き続き最新情報の入手に努めると共に、日頃から手洗い等を励行して、感染防止に努めてください。

【新型コロナウイルスに関する参考情報】

セントビンセント保健省 HP

<http://health.gov.vc/health/index.php>

参考：日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

[https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory\\_world.html](https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html)

参考：外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

【問い合わせ先】

在トリニダード・トバゴ日本国大使館

電話：(国番号 1-868) 628-5991

住所：5 Hayes Street、St. Clair、Port of Spain、Trinidad and Tobago

ホームページ：<http://www.tt.emb-japan.go.jp/houjin-page.htm>

当館は、セントクリストファー・ネイビス、アンティグア・バーブーダ、ドミニカ国、セントルシア、セントビンセント、グレナダ、ガイアナ及びスリナムを兼轄しています。